

長 浜 市

造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用の助成のご案内

長浜市では、令和4年4月1日より、造血幹細胞移植手術その他医療行為により、定期予防接種で得られた免疫が低下または消失し、再度予防接種を受ける必要がある方を対象に再接種の費用を助成しています

【対象者】(次のいずれにも該当する方)

- ①再接種の日において、20歳未満の長浜市民の方
- ②造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢^{まっしょう}血管細胞移植および臍帯^{さいたいけつ}血移植）その他医療行為により、過去に受けた定期予防接種で得た免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める方
- ③令和4年4月1日以降の接種であること

【対象となる予防接種】

五種混合、四種混合、三種混合、二種混合、麻しん風しん混合（MR）、麻しん、風しん、日本脳炎、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、単独不活化ポリオ、水痘、B型肝炎

【助成方法】

償還払い（医療機関に一旦お支払いいただいた後、本市より償還します。）
ただし、補助金額については上限があります。（1,000円未満の端数は切り捨てとなります。）
※上限額については、長浜市健康推進課までお問い合わせください。

【申請手順】

※必ず再接種を受ける前にお手続きください。詳しい助成の手続きについては裏面を参照してください。

※参考【予防接種による健康被害救済制度】

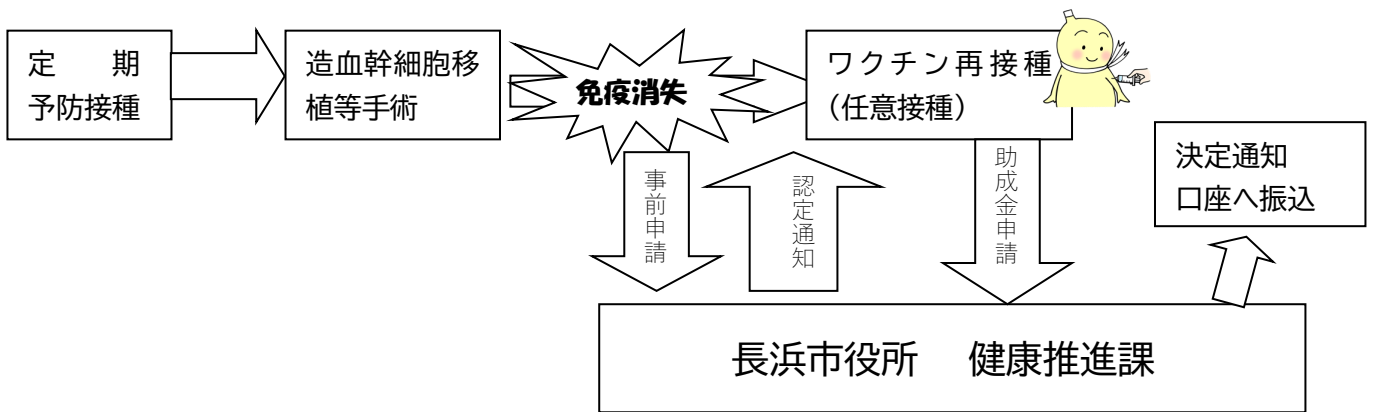
ワクチン接種によって重篤な副反応が発生した場合は、医薬品の副作用による健康被害として独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度の対象となります。

<申請受付窓口・問い合わせ>

長浜市役所 健康推進課
〒526-0845 長浜市小堀町32番地3 ながはまウェルセンター1階
電話 0749-65-7759



【助成の流れ】



【助成の手続き】

※必ず再接種を受ける前にお手続きください。

	手続き	添付書類
① 事前申請	「長浜市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成対象認定申請書」(様式第1号)を記入し、添付書類と一緒に健康推進課へ提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> • 医師の意見書(様式第2号) ※文書料が必要になる場合があります。 • 母子健康手帳の写し等(今までの定期予防接種の履歴が確認できる書類)
② 再接種	長浜市健康推進課から「認定通知書」を受け取った後、医療機関で再接種を受けてください。	※再接種費用は、一旦医療機関へお支払いください。
③ 還付請求	再接種した日の属する年度末までに、「長浜市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金交付申請書兼請求書」(様式第4号)を記入し、添付書類と一緒に提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> • 領収書および医療費明細書の写し • 予防接種を受けたことを証明する書類(予診票または母子健康手帳の写し) • 振込先通帳の写し <p>※申請年の1月1日現在、長浜市に住民登録がない方は、前居住地の自治体で発行した「市民税・県民税証明書」(申請年度分、ただし4月から6月申請は前年度分)を添付してください。</p>

※助成金申請の審査後、「補助金等交付決定通知書」を送付し、その後、指定の口座へ助成金を振り込みます。